

経営事項審査基準改正に伴う再審査申立要領

(令和8年7月1日～同年10月28日申請分)

令和8年7月
愛媛県

この要領は、経営事項審査の新基準が令和8年7月1日に施行されることに伴い、愛媛県知事許可業者が、建設業法施行規則第20条第2項の規定により、再審査を申し立てる場合の方法等を定めたものです。

なお、令和8年7月1日以降に通常の経営事項審査の申請をされる方は、改正後の審査基準により審査を行いますので、この要領に基づく再審査の申立ての必要はありません。

参 考

○建設業法施行規則

(再審査の申立て)

第20条 (第1項 省略)

2 法第27条の23第3項の経営事項審査の基準その他の評価方法(経営規模等評価に係るものに限る。)が改正された場合において、当該改正前の評価方法に基づく法第27条の27の規定による審査の結果の通知を受けた者は、前項の規定にかかわらず、当該改正の日から120日以内に限り、再審査(当該改正に係る事項についての再審査に限る。)を申し立てることができる。

(1) 再審査の対象

- ・再審査申請日において、再審査の申立てを行う受審済の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」が有効期限内であること(審査基準日から1年7ヶ月以内)
- ※再審査による結果通知書の有効期間は、従前の結果通知書の有効期間と同じです。
- ※再審査は必須ではありません。その場合、従前の結果通知書が引き続き有効です。

(2) 再審査の申立期間

令和8年7月1日から同年10月28日まで

(3) 再審査の対象項目

再審査は基準改正による変更事項に限られるため、今回の再審査の対象となるのは次の項目です(これらに該当がない場合は、総合評定値は変わりません)。改正部分以外の項目を変更して再審査を受けることはできませんので、御注意ください。

○社会性等(W点)に係る改正

- ①建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況(W1)に係る改正

- ・「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」を審査項目から削除する。
- ・「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」の宣言の有無の項目を追加する。
- ・「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の加点配分を改正する。

審査項目		改正前	改正後
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	民間工事を含む全ての建設工事	15点	10点
	全ての公共工事	10点	5点
「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」の宣言の有無		—	5点 (新設)

②建設機械の保有状況（W7）に係る改正

- ・加点対象建設機械に「不整地運搬車」、「アスファルト・フィニッシャ」を追加する。

※前回の申請で「建設機械の保有状況」が15台以上の場合は、総合評定値は変わりません。

評価対象	範囲
不整地運搬車	
アスファルト・フィニッシャ	自動車検査証の車体形状の欄に「アスファルト・フィニッシャ」と記載がある大型特殊自動車

(4) 再審査申請書の提出先

主たる営業所の所在地を管轄する地方局建設部又は土木事務所

(5) 再審査の手数料

無料

(6) 申請方法

①往復はがきによる下書き審査申込み～清書提出（本申請）

通常の経営規模等評価申請・総合評定値の請求と同様、対面による下書き審査を行った後で、本申請（清書の提出）をしていただくこととします（なお、はがきの記載方法等の詳細につきましては、「経営規模等評価申請及び総合評定値請求要領（令和8年7月1日から申請用）」を御参照ください。なお、**「再審査の申立て」**である旨を必ず明記してください。

※上記の申込方法のほか、各地方局建設部又は各土木事務所は、別に定めを設けて、経営規模等評価申請・総合評定値請求の申込みを受け付けることがあります。

②提出書類

必ず、次の順番に揃えて提出してください。

番号	書類名称	摘要、備考
1	経営規模等評価申請書・総合評定値請求書 (建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号。以下「省令」という。)別記様式第25号の14)	20001 帳票 【作成上の注意】 ・様式表題部は「経営規模等評価再審査申立書」、「総合評定値請求書」及び「～再審査の申立てをします。」、「～総合評定値の請求をします。」を残し、その他の不要なものを二重線で消すこと。 ・「項番05」は、コード「4」を記入。 ・「項番08」～「14」は、前回申請時から変更があった場合には、変更後の内容を記載のこと(但し、建設業法に定める変更届出を提出しているものに限る)。 ・「審査結果の通知の年月日」は結果通知書の発行年月日を記入。 ・「再審査を求める事項」欄には「令和8年7月1日施行の改正に係る事項」と記入。 ・「再審査を求める理由」欄には「制度改正のため」と記入。
2	工事種類別完成工事高/工事種類別元請完成工事高 (同様式別紙一)の <u>前回提出分の写し</u>	20002 帳票
3	その他の審査項目(社会性等) (同様式別紙三)	20004 帳票 【作成上の注意】 ・[項番:41~51、53~61、63~65]は、前回の申請と同一の内容を転記すること。 ・建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無[項番:52]を改正後の基準に基づき審査基準日時点の状況を記入すること。 ・建設機械の所有及びリース台数[項番:62]を改正後の基準に基づき審査基準日時点の状況を記入すること。
4	技術職員名簿(同様式別紙二)の <u>前回提出分の写し</u>	20005 帳票
5	[項番:52] 建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無の確認に要する書類	1)「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」に関する誓約書(様式第7号) ※上記誓約書を提出しているにもかかわらず、自主宣言制度における取組開始日の到来後、宣言した取組みを行っていない場合は、 <u>虚偽申請</u> として建設業法に違反するおそれがあるため御注意ください。 2)国土交通省自主宣言制度HP (https://jishusengen.mlit.go.jp)の詳細ページ(宣言企業の基本情報)を印刷したもの ※上記HPの「宣言企業検索」から検索可能。 3)「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の宣言をしていることを証する書面 ※上記詳細ページの「宣言内容」からダウンロード可能。

番号	書類名称	摘要、備考
6	〔項番：62〕 建設機械の保有状況の確認に要する書類	建設機械保有状況一覧表（本県様式） ※新たに不整地運搬車、アスファルト・フィニッシャを計上する場合に提出 ※既に計上済みの機械の変更は不可。 ※前回の申請内容と変更がない場合は提出不要。
		所有形態がリース契約の場合において、リース期間が当該審査基準日から1年7ヶ月以内に終了する建設機械について、リース契約の更新、延長及び建設機械の買い取りをすることを理由として評価を受けようとする場合 建設機械のリース契約に関する申出書(本県様式)
7	経営状況分析結果通知書の写し	改正前の基準の申請時に提出したもの
8	委任状（代理申請の場合）	任意様式

③提示書類

次に掲げる書類等については、審査当日持参の上、提示してください。

（留意事項）

- ・以下の提示書類以外にも、審査に必要とする資料の提出又は提示を求めることがあります。
- ・「原本添付」又は「原本」と明記したもの以外でも、原本確認を行う場合があります。

（■：必ず必要となる書類、□：当該項目でいずれか1つで足りる書類）

番号	書類内容	提示書類摘要
1	前回申請時の提出書類等	■前回申請時の提出書類副本（再審査を申立てしようとする総合評定値の結果通知を受けた審査基準日に係るもの。なお、地方局建設部または土木事務所の受領印のあるものに限る。）
		■再審査を申立てしようとする総合評定値の結果通知書
2	建設機械の保有状況の確認に要する書類	□建設機械の売買契約書
		□販売店が発行する「譲渡証明書」又は「販売証明書」
		□審査基準日から1年7ヶ月以上の使用期間が定められているリース契約書
	□建設機械抵当法に基づく打刻又は検認証明書	
	□（オンロード車の場合）自動車検査証（所有者、使用者が確認できる部分）	
	※（電子車検証（写し）の場合）併せて自動車検査証記録事項（写し）を提示	
	■当該建設機械のカタログ等（当該機械の性能・規格が分かるもの）	
	※前審査基準日の経営事項審査において評価の対象となったものについては、省略可	
	■特定自主検査記録表、自動車検査証	
	※（電子車検証（写し）の場合）併せて自動車検査証記録事項（写し）を提示	

④提出部数

	正本	副本
愛媛県知事許可業者	1部	1部

(7) その他留意事項

①愛媛県の入札参加資格との関連

愛媛県におきましては、「愛媛県建設工事請負業者選定要領」に基づき、合併や会社再生等により、会社の様態に変更があった場合にのみ格付けの変更を行うこととしているため、今回の再審査を申し立てていただいても、その結果をもって本県の令和7・8年度で有効の格付けの総合数値は変更いたしません。

なお、愛媛県建設工事等入札参加資格審査の随時申請を行う業者については、有効期限内の経営事項審査の結果通知であれば、改正前の審査基準（以下、「旧経審」という。）による結果通知であるか新経審による再審査結果通知であるかは問いません。

②愛媛県以外の発注機関における入札参加資格との関連

国や県内市町等の本県以外の発注機関への入札参加資格審査申請を予定している場合、各発注機関において必要となる経営事項審査の結果は、旧経審のものか新経審のものかが異なる場合があります。ついては、再審査を申し立てる前に、それぞれの発注機関に十分に御確認ください。